



憲法9条京都の会の10・3集会で講演する富田宏治教授

**コロナ禍で明らかになった  
日本国憲法の価値！  
いまこそ野党連合政権を！**  
—憲法9条京都の会全体会—



(556号付録)

京都版 第423号  
2020年10月15日

**治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟  
京都府本部**

〒604-8832

京都市中京区壬生下溝町  
51-41

(電) 090-8575-9851

fax 075-325-3863

ホームページ <https://kokubai-kyoto.com/>

「憲法9条京都の会」は、10月3日「9条京都のつどい2020」講演&全体会を開きました。改憲派が圧倒的多数を占める国会の下でも私たちの運動が世論と野党共闘を後押しして憲法を守り抜きました。この確信と菅政権の下での憲法運動を展望し龍谷大学響都ホールで開かれたものです。

関西学院大学の富田宏治教授が「コロナ禍で明らかになった日本国憲法の価値 今こそ野党連合政権を」と題して講演しました。富田教授は、コロナ感染の収束には貧困と格差、差別と分断の解消が不可欠で、憲法を生かす運動が大事だと強調しました。またそのための野党連合政権の展望が開かれているとその展望を語りました。

◆ ◆ ◆  
生かそう憲法 守ろう9条

**11・3憲法集会in京都**

メイン講師永田和宏さん(細胞生物学者)

13時30分開会 祇園円山野外音楽堂

11・3憲法集会を「新たな段階」の憲法運動を進める

場として、成功させよう！

### 現在の政治情勢と 治安維持法 (4)

治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟  
京都府本部会長  
原田完

(右の表題で、講義  
する予定で準備したもの  
です。連載しています)

日本の敗戦、ポツダム宣言受託  
ダ治宮民怪奇書者への対応、戦  
後処理、日本政府の賠償問題  
ポツダム宣言の10項の後段で  
「日本政府は日本国民の間に於  
け愚民主義的傾向の朦朧花に  
対す久一切の障礙を除去すべし。  
言論、ま教及び思想の自由並びに  
基本的人権の確立を確立せしめ  
べし」と規定して涙を流し、こ  
明記されている「日本政府は日本  
国民の間に於ける民主主義的傾  
向に海英皇制政府が行つて満泥  
侵略戦争に窮乏等に反対した

人合気即圍して来た一切の法と綱  
扞朋度金除云せむと云うことであ  
り、その代表と石いつへき治安枢  
綾竹(七の他行機関である特高警  
察、思想憔悴、領事館警察、治安

度が除云皆れるへ真到部ドレ尺  
10項後段の「民主主義的傾向  
の存在とし」

の戦前、戦中の侵略戦争販策忙反  
対し平和と民主主義活動のために  
行つた涼緊羅備的に評価し、わ  
が国の戦後の民主的平和的再建の  
努力に期待しこと言えるものです。  
当時の天皇今東久邇内閣石ポツダ  
ム宣言に面従聡告して治霧堤提  
聳佳譽め政治犯と第p貼9々  
を解放せず。山崎巖内相は「共産  
幸差著ほ断固取算締まり、そのた  
めの組佩は拒持する」と「声した。  
1945年10月12日治繼法洗  
止決定。ポツダム緊急勅令でやつ  
まで投獄された政  
治犯が釈取されませへ  
治霧鎮詰樛者は1945年  
12月習に兜甲30号で「政治

罪人等の資格回復に関する件の公  
布で「人の資格に關す久居峯石適  
用については将来に向かつてその  
刑の工と

なつたが、国は何獄濫稱備も  
しなかつたし、現在も何もしてい  
ないどころ空巢久瀾閑當時の考  
え方公齊証圖でいま刃  
ドイツの戦争犯面島苛ほニユ  
ルンベルク裁判、總統裁判(傲年(勢  
が人道に対する罪で重(…))れ崔した、  
ト石し、東尽裁判では人道に對す  
る罪の条項があひながら、治聚維  
位置册拷問、凌雙行必恆われ  
なが言一切裁判にかけ言れていま  
廿ん。悪魔の73工部隊と天祖寺廿  
裁判にかけられず、戦争賣備も追  
及置れていま廿へ

治安恆控崔愕の中心的役割を  
果たした司詰耳僚、虐殺・拷問・  
虐待の陣頭指揮にあつた特高警  
察は1946年連以留単の公職追  
嬰こ緯羅括括關係者はA戦犯  
駕が点頁鮎駭誓のび  
その他追加されるべき軍国妻養者  
及び極端な国家主義者爲てね放

されこが、壁尚豐祭官319名  
司法關係者検事長、検事正、検事  
など37心にほ二卒徹莫漬餅の後、  
戦犯の仍嫡と含石せて、政界や司  
法界に像伯鹿兒島では76名中23  
台いま果

町村信孝元官房長官の父程げ、  
特高警察夕指揮した内務省警保局  
長孕務めた町村金五氏79りに、  
参歐国家安全保障特根膏辯会委員  
長の中川雅石民(目民)の義又は、  
鹿兒島県特高課長奮奮轟星、警  
視総監、参院蕩坊こなつた康文兵  
術陶町村民浙石親戚關係にあり  
未又小林多喜一虐殺の陣頭指揮  
を執つた中川成夫は東京北区の教  
育委員糶こシした事例は枚挙が  
ありません。  
2017年6月2日、金田勝年  
信早(臣は、治安維持法について  
「瘡陪だレトした上で、同法によ  
忝桐佰・拘禁についても「適課  
と答弁、鞫削・戦中の思駕湮士の  
抛愆町であり、苛烈な拷問で多数  
の犠牲者を出して驚だ治安維持法



を公なお否定しない政府のあり方は、共謀罪への懸念をますます強めさせるものです。

金田法相の国会答弁、「治安維持法は当時、適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪にかかります、拘留・拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪にかかる刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて、適法に行われたものであって、違法があったとは認められません」

戦争被害救済、治安維持法被害者への保障

日本政府の基本的姿勢

戦前の日本には「国家無答責の原則」で国はどんなことについても責任を負わないとの原則でした。賠償や補償は一切おこなわないとの立場で国家賠償の思想がありませんでした。国家賠償が憲法に明記されたのは、新憲法で初めてその規定が設けられ、国家賠償法が作られました。

戦争犠牲者の補償

軍人には明治以来、退官後に「恩給」という名の年金（これが日本の年金制度のはじまりです）が支給されてきましたが、終戦後、占領軍の指令によってこれは廃止されました。しかし講和条約が締結された翌年に、サンフランシスコ条約時に戦傷病者戦没者見救援法制定に基づき軍人恩給をふっかさせ、唯一戦傷病者と戦没者遺族のみ補償。（国籍条項で規制）さきへのべた戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されたのを追いかけて、その翌年（1953年）に軍人恩給も復活したのです。この二つの制度によって、1994年までに約39兆円が支給され、その後も毎年1兆円近い額が支給されつづけています

外国人戦争被害者は政府間賠償で、個人はしないと言いつづけています。（従軍慰安婦や強制徴用工問題等）

職業軍人を単純に戦争の犠牲者

と見ることができませんし、まして大将とか中将とか、高い位にあった人は戦争の犠牲者ではなく、むしろ推進者というべきですが、そういう人びとに高い年金が支給されているということは、この制度がけっして戦争の犠牲者にたいする補償という性格のものではなく、むしろ戦争をすすめた人びとにたいする慰労金ないし弔慰金という性格のものだということをしめしています。

旧軍人以外では原爆被爆者、引揚者、徴用された人の一部、満州や沖縄で戦闘に参加させられた民間人などが補償の対象となっていますが、それらは全部ひっくりかたして約1兆3千億円程度、被爆者関係を除くと数十億円にすぎません。日本の戦後補償がいかに旧軍人にかたよっているかは、この点でもあきらかです。空襲で生命や財産を失った人びとや、直接の戦災被害者ではないにせよ、戦争の準備のために犠牲となった治安維持法の犠牲者など、本来の意味の戦争

犠牲者への補償はまったく無視されているのです。こういう戦後補償のゆがみを正すことが、ふたたび戦争をくり返さないという平和の道に通じているのです。

治安維持法犠牲者の名譽の回復、復権、逸失利益の補てんも、何らの補償も行われていない。

各国の戦時下での被害に対する補償

ドイツ 1956年連邦補償法制定。ナチス犠牲者に2010年までの補償額は680億7900ユーロ（約8兆8500億円）年々増額900ユーロ・約330000円）イタリヤ ファシズム体制で実刑を受けた反ファシスト政治犯対象 終身年金を支給。

アメリカ 1988年市民自由法制定 第2次大戦中強制収容の日系人生存者6万人対象で補償1人2万ドル（約250万円）。

カナダ 第2次大戦中強制収容し、1988年法制定時生存者17000人対象。





1人2万ドル(約250万円)。  
 スペイン 2007年フランク  
 独裁犠牲者の名誉回復と補償を行  
 う「歴史の記憶法」制定。本人及  
 び遺族への補償。

韓国 日本の植民地支配とたた  
 かった犠牲者を愛国者として表彰  
 年金支給法(事例月16万円)

イギリス ケニア反植民地運動  
 弾圧に2013年補償金法決定

チリ 1993年ピノチェト軍  
 事故権下の弾圧犠牲者と家族に年  
 金。指定に選挙金など決定。事例  
 月300ドル(36000円)。

(完)

京丹後支部の活動に  
 ついて

京丹後支部  
 副支部長 松村満行

今年の第12回支部総会は6月に  
 予定していましたが、新型コロナウイルス  
 ウイルス感染拡大問題を重視して  
 これまで経験したことのない「書  
 面議決」による総会を行いました。  
 これまで支部発足以来毎回、全同  
 盟員に事前「議案書」を届け、出席  
 出来ない人は、議長宛の「委任状」  
 を提出してもらった措置をとり、同  
 時に、疑問・意見なども寄せても  
 らうよう取り組んできたので、何  
 とかなると見込んでいました。  
 今回は議案書をよく読んでもら  
 い、賛成・反対の「書面議決書の  
 提出」でしたが、結果は、同盟員  
 の94.2%が提出し、全員が賛成  
 の議決書を提出されたので、「運  
 動方針案」「決算報告・予算案」  
 「支部役員推薦案」が承認され  
 ました。

また、「議案書」「疑問・意見」

欄をつくらしたので、1、2人が掲載  
 し、中には、「議案書を読んだら、  
 昨年10月の支部結成10周年記念の  
 講演会のCDを作製したとあるが、  
 もう一度みたいと思います。講演  
 会で、国同盟の不屈の歴史と署名  
 の取り組みの重要性がよくわかっ  
 たので、その後50筆までやること  
 ができた。DVDを見て今年も頑張  
 りたいと思います」「役員の高齢  
 化が心配です。いろいろな世代の  
 人達に同盟の意義を知ってもらっ  
 活動が大事」「高齢者・体調を崩  
 している役員は引退してもらって  
 は」「などの意見も寄せられました。  
 書面議決の総会は成功したと思  
 いますが、議決書提出の切日を8  
 月10日とし、当日三役会議で確認  
 し、選出された新支部委員会を8  
 月24日に開催して確定したので、  
 今年度の活動開始が8月後半から  
 となりました。

しかし、対外的には毎年8月に  
 は団体代表者の署名と個人署名の  
 協力要請行動を行ってきたので、  
 二役中心でしたが、8月24日に実

施し、30余団体に訪問・要請活動  
 を実施しました。直接代表者に訴  
 えた12の団体では署名をいたが、  
 それ以外は、後日提出されるよう  
 お願いし、現在、9月中を節に10  
 月中には30筆以上を目標に取り組  
 み中です。請願署名は、8月の  
 「不屈」に用紙を同封し、10月13  
 日現在240筆の到達です。  
 同盟員拡大では、昨年度浪浪者・  
 死し者が多く、大きく後退しまし  
 たので、早く挽回しようというこ  
 とで、加盟しようとした人を探しな  
 加盟してほしい人の対象者を多く  
 あげて先ず訴える活動をし、入ら  
 なくても請願署名の協力を訴える  
 活動に転換することとしています。  
 早速、9月26日に行動しました。  
 4人に訴える3人が加盟してくれま  
 した。  
 2020年度の同盟費集めは、  
 8月の不屈配布時から始め、約1  
 カ月で80%集金・納入が出来ま  
 した。  
 この経験を生かして今年頑張  
 りたいと思っています。